# ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト
# （愛称：jnext）

追加型投信／国内／株式

## 投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2026 年 10 月 23 日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

# ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト
# （愛称：jnext）

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月22日に関東財務局長に提出しており、2026年10月23日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号　03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

＜目次＞


第一部　証券情報 ..... 1
第二部　ファンド情報 ..... 4
　第１　ファンドの状況 ..... 4
　第２　管理及び運営 ..... 34
　第３　ファンドの経理状況 ..... 40
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 65
第三部　委託会社等の情報 ..... 66
　第１　委託会社等の概況 ..... 66
信託約款


| | |
|---|---|
| 発行者名 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　谷一　司 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト（愛称：jnext）

（以下「本ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)です。

本ファンドの当初元本は1口当たり10,000円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

（ⅰ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（ⅱ） 基準価額の照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9 時～午後5 時）
ホームページ　https：//www.sbiam.co.jp/

（５）【申込手数料】

購入価額（取得申込受付日の基準価額とします。以下同じ。）に、3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊ 申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（６）【申込単位】

１口以上１口単位（当初１口＝10,000円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2026年10月23日（金）～2027年4月22日（木）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込みの方法等

（ｉ） 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。

（ii） 上記（ｉ）の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

本ファンドは、中小型成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主にわが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

● ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧ください。

**◎商品分類**

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産<br>（　　） |
| | | 資産複合 |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|---|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

◎属性区分

ファンドの属性区分

| | |
|---|---|
| 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（株式・中小型株）） |
| 決算頻度 | 年１回 |
| 投資対象地域 | 日本 |
| 投資形態 | ファミリーファンド |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式 | 年１回 | グローバル（日本を含む） | |
| 一般 | 年２回 | 日本 | |
| 大型株 | 年４回 | 北米 | |
| 中小型株 | 年６回 | 欧州 | ファミリーファンド |
| 債券 | （隔月） | アジア | |
| 一般 | 年12回 | オセアニア | |
| 公債 | （毎月） | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 社債 | 日々 | アフリカ | |
| その他債券 | その他（　　） | 中近東（中東） | |
| クレジット属性（高格付債） | | エマージング | |
| 不動産投信 | | | |
| その他資産（投資信託証券(株式・中小型株)）※ | | | |
| 資産複合（　　） | | | |

※ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式・中小型株」です。

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|---|---|
| その他の資産（投資信託証券(株式・中小型株)） | 目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券（株式・中小型株）です。 |
| 年１回 | 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本 | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |

③信託金の限度額

・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

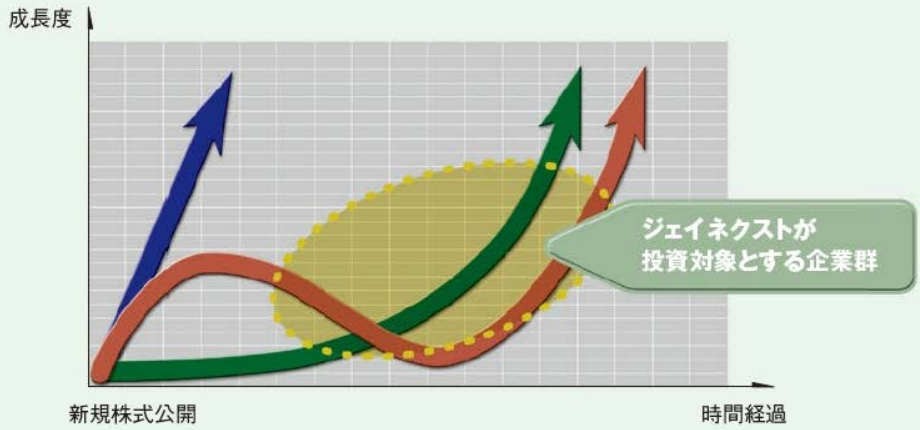
## ●革新的な高成長が期待される企業への厳選投資

**マザーファンド受益証券への投資を通じて、現時点では何らかの理由（課題・困難）により割安な株価ではあるものの、将来への成長機会を持つ（＝企業家精神溢れる）、革新的な高成長が期待される企業の株式に厳選投資します。**

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

**［ジェイネクストの投資対象］**

※イメージ図




注）企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## ●UBPインベストメンツ株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

### 《UBPインベストメンツ株式会社の概況》

| | |
|---|---|
| 設立 | 2005年10月5日　関東財務局長（金商）第192号 |
| 日本小型株に特化した助言資産 | 1,355億円（2026年6月末現在） |
| 助言理念 | 「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言 |
| 特徴 | ①革新的な成長企業（新規株式公開企業等を含む）を中心とした調査・分析・投資助言に特化<br>②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資<br>③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続 |

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

**主な投資制限**

| | |
|---|---|
| 投資信託証券への投資割合 | マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 |
| 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への投資は行いません。 |

**分配方針**

年1回(毎年1月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。
①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
②委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（2）【ファンドの沿革】

2005年2月1日　信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始
2018年4月21日　信託金の限度額の変更（1,000億円から2,000億円へ変更）
2018年10月22日　ファンドの名称変更（「中小型成長株ファンドーネクストジャパンー」から「ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト」に変更）

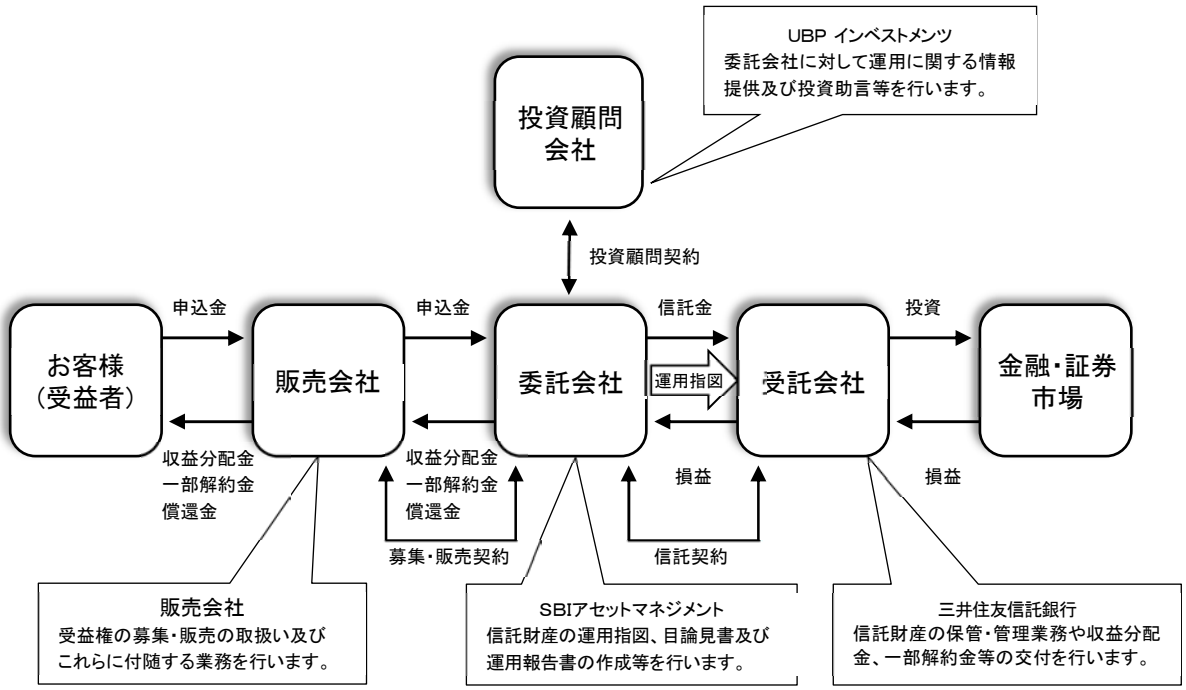
（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。




②　委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要




(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③　委託会社の概況（2026年7月末日現在）

（ⅰ）　資本金

4億20万円

（ⅱ）　沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月１日には、モーニングスター株式会社がＳＢＩAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年３月30日に、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年４月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はＳＢＩアセットマネジメント株式会社を継承しました。

| | |
|---|---|
| 1986年8月29日 | 日債銀投資顧問株式会社として設立 |
| 1987年2月20日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録 |
| 1987年9月9日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可 |
| 2000年11月28日 | 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可 |
| 2001年1月4日 | あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2002年5月1日 | ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2005年7月1日 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号） |
| 2022年8月1日 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメ |

ント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

2023年4月1日　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

（ⅲ） 大株主の状況

| 株　主　名 | 住　　所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 1,378,823株 | 97.9％ |
| ＰＩＭＣＯ　ＡＳＩＡ　ＬＩＭＩＴＥＤ | Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong | 29,507株 | 2.1％ |

## ２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持し、非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。））は、信託財産の総額の50％以下とします。

③ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、UBPインベストメンツ株式会社より投資助言を受けます。

(参考)マザーファンドの運用の投資方針

**●個別直接面談調査**

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査･分析（ボトムアップ調査）を行い、①中長期高成長戦略の有無･妥当性、②短期的業績の信頼性、③企業経営者の理念･志、④財務面の裏付け、成長性･収益性･安全性･革新性･株価水準、等を総合的に評価判断します。

**●「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資**

総合判断した企業群は、①銘柄数を限定する「銘柄分散」、②一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他１銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

| | |
|---|---|
| ボトムアップ調査 | 企業群を **①既存組入企業群　②新規株式公開企業群　③組入候補企業群** の3つに分類し、社長インタビュー･現場視察等を行い、その際の面談記録･データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。 |
| 分散投資 | 「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。 |
| 情報開示 | 投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。 |

**≪助言銘柄選定のプロセス≫**

投資顧問会社であるUBPインベストメンツ株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。




※ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

中小型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式に投資します。

①　投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）

３．約束手形（前１．に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．金銭債権（前１．及び前３．に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第１項)

委託会社は、信託金を主としてＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された中小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。)
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。)
10．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前１．から前11．までの証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)
14．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)
15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)
16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17．預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前21．の有価証券の性質を有するもの

なお、前１．の証券または証書、前12．の証券または証書ならびに前17．の証書のうち前１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前２．から前６．までの証券及び前12．の証券または証書ならびに前17．の証書のうち前２．から前６．までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。前13．の証券及び前14．の証券を「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前５．の権利の性質を有するもの

④　前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③１．から６．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第17条第３項）

（３）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役及び最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

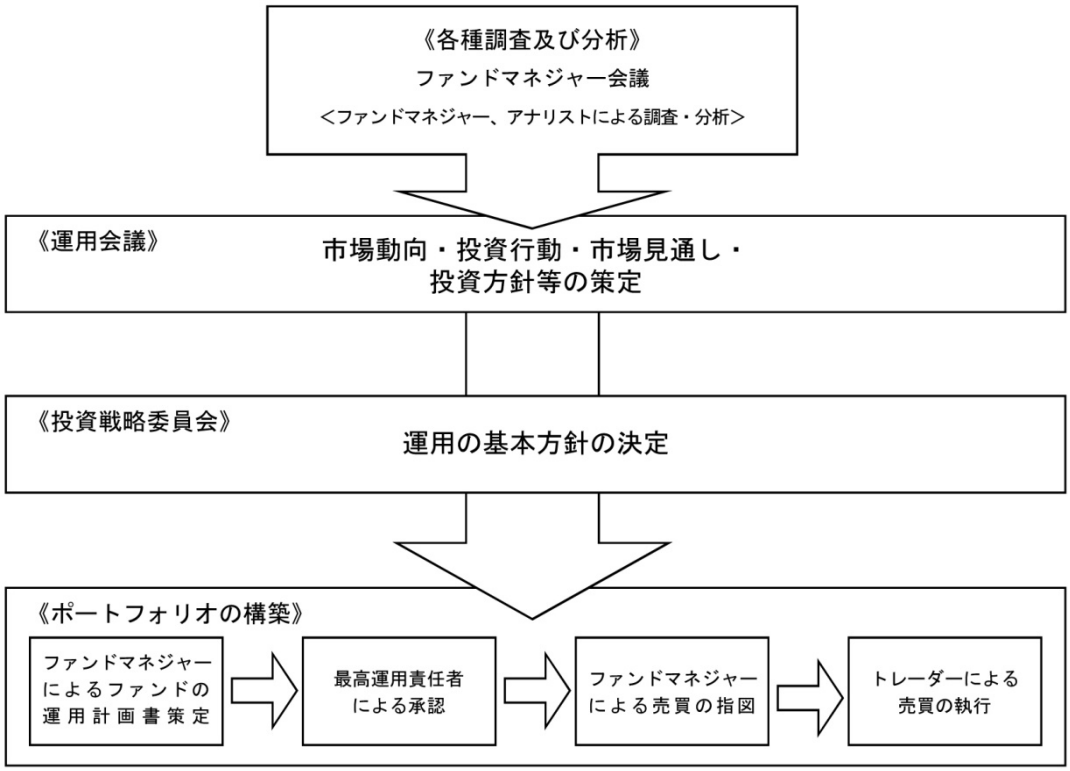
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。




コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞
受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】
年1回（毎年1月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。
①　分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
③　留保益の運用方針
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
（ｉ）　信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
（ⅱ）　売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積立てることができます。
（ⅲ）　前記(ｉ)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（ⅳ）　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払します。

（５）【投資制限】
本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。
①　信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
（ｉ）　マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
（ⅱ）　株式への実質投資割合には制限を設けません。

（iii） 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

（iv） 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（v） 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（vi） 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

（vii） 外貨建資産への投資は、行いません。

（viii） 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

（ix） 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

（i） 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

（ii） 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（iii） 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ⅳ） 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の（イ）から（ヘ）に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の（イ）から（ヘ）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（イ）信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ロ）株式分割により取得する株券

（ハ）有償増資により取得する株券

（ニ）売出しにより取得する株券

（ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

（ヘ）信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前（ホ）に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

（ⅴ） 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。）。

（ⅵ） 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の（イ）及び（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記（イ）及び（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の

率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

④　その他

（ｉ）　資金の借入れ(信託約款第31条)

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

## ３【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。

・　価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

・　流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

・　信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

＜その他留意事項＞

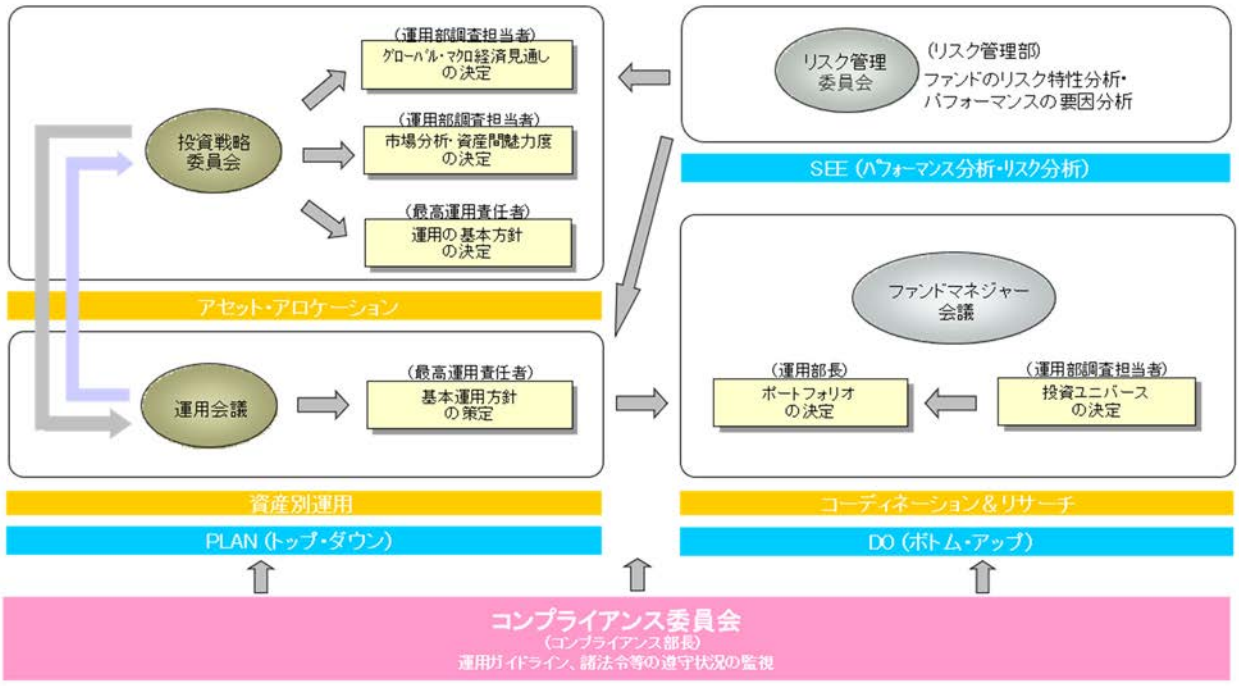
・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 投資戦略委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。<br>①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月１回 | 最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。<br>①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| リスク管理委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。<br>ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。<br>個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| 商品検討委員会 | 随時 | 常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。<br>新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |
| プロダクトガバナンス委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。<br>プロダクトガバナンス方針、運営状況、課題、改善方針の審議、当該方針の改訂の判断を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

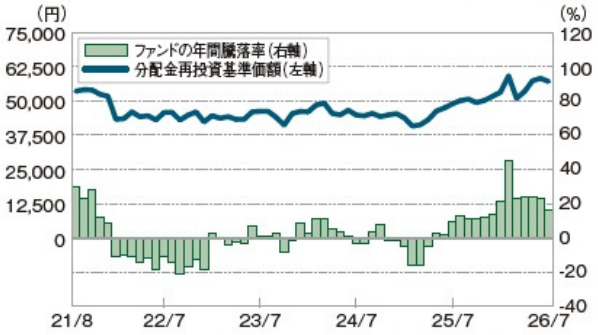
グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

＜参考情報＞

## 参考情報

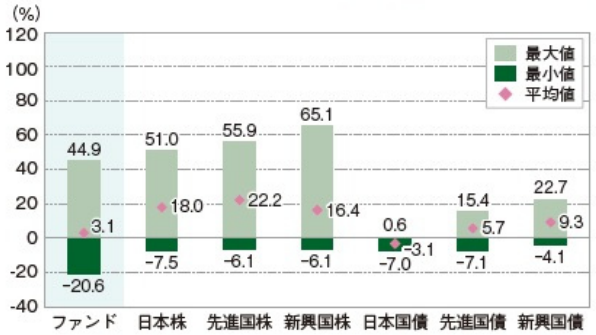
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年8月～2026年7月




### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年8月～2026年7月




＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近１年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
＊ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

**〈代表的な各資産クラスの指数〉**

**日 本 株**…Morningstar 日本株式指数
**先進国株**…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
**新興国株**…Morningstar 新興国株式指数
**日本国債**…Morningstar 日本国債指数
**先進国債**…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
**新興国債**…Morningstar 新興国ソブリン債指数
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

**〈各指数の概要〉**

**日 本 株**：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
**先進国株**：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
**新興国株**：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
**日本国債**：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
**先進国債**：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
**新興国債**：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

**〈重要事項〉**

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## ４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊ 申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9 時～午後5 時）<br>ホームページ　https：//www.sbiam.co.jp/ |

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3％）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.65％（税抜：年1.5％）の率を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として毎日計上されます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年 0.94％ | ファンドの運用、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 年 0.50％ | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年 0.06％ | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

・委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬が支払われます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2026年7月末日現在、以下の通りです。

また、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

なお、当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①　個人の受益者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税5％）※の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用が可能です。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

※2027年1月1日から、20.315％（所得税　15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税5％）となります。

ロ.解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税5％）※の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

※2027年1月1日から、20.315％（所得税　15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税5％）となります。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315％（所得税15％及び復興特別所得税0.315％）※の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

※2027年1月1日から、15.315％（所得税　15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％）となります。

＜注1＞個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年1月23日～2026年1月22日です。

| 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 1.68% | 1.65% | 0.03% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

【ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト（愛称：ｊｎｅｘｔ）】

（１）【投資状況】

(2026 年 7 月 31 日現在)

| 資産の種類 | 国　名 | 時価合計<br>(円) | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 5,353,597,064 | 100.04 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | △2,165,843 | △0.04 |
| 合計(純資産総額) | | 5,351,431,221 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2026 年 7 月 31 日現在)

| 国／<br>地域 | 種　類 | 銘 柄 名 | 数　量 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 中小型成長株・マザーファンド | 674,426,438 | 7.4674 | 5,036,211,984 | 7.9380 | 5,353,597,064 | 100.04 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2026 年 7 月 31 日現在)

| 種　類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 100.04 |
| 合　計 | 100.04 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026 年 7 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年　月　日 | 純資産総額（円） | | 1 口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第 12 計算期間末　（2017 年 1 月 23 日） | 5,474,641,532 | 5,474,641,532 | 21,592 | 21,592 |
| 第 13 計算期間末　（2018 年 1 月 22 日） | 9,150,763,234 | 9,150,763,234 | 35,079 | 35,079 |
| 第 14 計算期間末　（2019 年 1 月 22 日） | 7,181,819,261 | 7,181,819,261 | 28,962 | 28,962 |
| 第 15 計算期間末　（2020 年 1 月 22 日） | 8,031,013,919 | 8,031,013,919 | 38,630 | 38,630 |
| 第 16 計算期間末　（2021 年 1 月 22 日） | 8,149,987,258 | 8,149,987,258 | 49,940 | 49,940 |
| 第 17 計算期間末　（2022 年 1 月 24 日） | 6,957,255,783 | 6,957,255,783 | 44,454 | 44,454 |
| 第 18 計算期間末　（2023 年 1 月 23 日） | 6,497,065,889 | 6,497,065,889 | 43,951 | 43,951 |
| 第 19 計算期間末　（2024 年 1 月 22 日） | 5,738,797,896 | 5,738,797,896 | 45,380 | 45,380 |
| 第 20 計算期間末　（2025 年 1 月 22 日） | 4,731,152,699 | 4,731,152,699 | 42,992 | 42,992 |
| 第 21 計算期間末　（2026 年 1 月 22 日） | 5,267,112,006 | 5,267,112,006 | 53,904 | 53,904 |
| 2025 年 7 月末日 | 5,101,274,898 | — | 48,713 | — |
| 8 月末日 | 5,144,013,484 | — | 49,893 | — |
| 9 月末日 | 5,117,203,193 | — | 50,431 | — |
| 10 月末日 | 4,922,891,286 | — | 49,140 | — |
| 11 月末日 | 4,980,701,706 | — | 49,969 | — |
| 12 月末日 | 5,053,549,974 | — | 51,419 | — |
| 2026 年 1 月末日 | 5,158,724,631 | — | 52,939 | — |
| 2 月末日 | 5,660,127,755 | — | 58,879 | — |
| 3 月末日 | 4,855,372,854 | — | 50,709 | — |
| 4 月末日 | 5,071,708,753 | — | 53,190 | — |
| 5 月末日 | 5,419,414,651 | — | 57,113 | — |
| 6 月末日 | 5,476,930,303 | — | 57,973 | — |
| 7 月末日 | 5,351,431,221 | — | 56,822 | — |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第12計算期間 | 2016年1月23日～2017年1月23日 | 0 |
| 第13計算期間 | 2017年1月24日～2018年1月22日 | 0 |
| 第14計算期間 | 2018年1月23日～2019年1月22日 | 0 |
| 第15計算期間 | 2019年1月23日～2020年1月22日 | 0 |
| 第16計算期間 | 2020年1月23日～2021年1月22日 | 0 |
| 第17計算期間 | 2021年1月23日～2022年1月24日 | 0 |
| 第18計算期間 | 2022年1月25日～2023年1月23日 | 0 |
| 第19計算期間 | 2023年1月24日～2024年1月22日 | 0 |
| 第20計算期間 | 2024年1月23日～2025年1月22日 | 0 |
| 第21計算期間 | 2025年1月23日～2026年1月22日 | 0 |

③【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第12計算期間 | 2016年1月23日～2017年1月23日 | 32.09 |
| 第13計算期間 | 2017年1月24日～2018年1月22日 | 62.46 |
| 第14計算期間 | 2018年1月23日～2019年1月22日 | △17.44 |
| 第15計算期間 | 2019年1月23日～2020年1月22日 | 33.38 |
| 第16計算期間 | 2020年1月23日～2021年1月22日 | 29.28 |
| 第17計算期間 | 2021年1月23日～2022年1月24日 | △10.99 |
| 第18計算期間 | 2022年1月25日～2023年1月23日 | △1.13 |
| 第19計算期間 | 2023年1月24日～2024年1月22日 | 3.25 |
| 第20計算期間 | 2024年1月23日～2025年1月22日 | △5.26 |
| 第21計算期間 | 2025年1月23日～2026年1月22日 | 25.38 |
| 第22計算期(中間期) | 2026年1月23日～2026年7月22日 | 5.75 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） | 発行済み数量（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第12計算期間 | 2016年1月23日～2017年1月23日 | 154,421 | 205,995 | 253,554 |
| 第13計算期間 | 2017年1月24日～2018年1月22日 | 160,411 | 153,100 | 260,865 |
| 第14計算期間 | 2018年1月23日～2019年1月22日 | 146,951 | 159,843 | 247,973 |
| 第15計算期間 | 2019年1月23日～2020年1月22日 | 48,345 | 88,424 | 207,894 |
| 第16計算期間 | 2020年1月23日～2021年1月22日 | 56,636 | 101,333 | 163,197 |
| 第17計算期間 | 2021年1月23日～2022年1月24日 | 28,975 | 35,667 | 156,505 |
| 第18計算期間 | 2022年1月25日～2023年1月23日 | 6,349 | 15,030 | 147,824 |
| 第19計算期間 | 2023年1月24日～2024年1月22日 | 2,859 | 24,223 | 126,460 |
| 第20計算期間 | 2024年1月23日～2025年1月22日 | 1,353 | 17,765 | 110,048 |
| 第21計算期間 | 2025年1月23日～2026年1月22日 | 1,098 | 13,434 | 97,712 |
| 第22計算期間(中間) | 2026年1月23日～2026年7月22日 | 244 | 3,593 | 94,363 |

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）

中小型成長株・マザーファンド

投資状況

（2026 年 7 月 31 日現在）

| 資産の種類 | 国　名 | 時価合計<br>（円） | 投資比率<br>（％） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 9,999,923,600 | 97.01 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 308,038,571 | 2.99 |
| 合計（純資産総額） | | 10,307,962,171 | 100.00 |

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2026 年 7 月 31 日現在）

| 国／地域 | 種　類 | 銘 柄 名 | 業種 | 数　量 | 帳簿価額<br>単価<br>（円） | 帳簿価額<br>金額<br>（円） | 評価額<br>単価<br>（円） | 評価額<br>金額<br>（円） | 投資比率<br>（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 前田工繊 | その他製品 | 188,500 | 1,944.00 | 366,444,000 | 1,965.00 | 370,402,500 | 3.59 |
| 日本 | 株式 | ミマキエンジニアリング | 電気機器 | 175,000 | 1,731.62 | 303,033,500 | 2,116.00 | 370,300,000 | 3.59 |
| 日本 | 株式 | 京三製作所 | 電気機器 | 416,800 | 690.89 | 287,962,952 | 872.00 | 363,449,600 | 3.53 |
| 日本 | 株式 | やまみ | 食料品 | 69,000 | 4,851.02 | 334,720,380 | 4,975.00 | 343,275,000 | 3.33 |
| 日本 | 株式 | トランザクション | その他製品 | 280,000 | 1,183.00 | 331,240,000 | 1,200.00 | 336,000,000 | 3.26 |
| 日本 | 株式 | 第一工業製薬 | 化学 | 26,000 | 9,070.00 | 235,820,000 | 12,620.00 | 328,120,000 | 3.18 |
| 日本 | 株式 | 東洋炭素 | ガラス・土石製品 | 49,400 | 5,615.54 | 277,407,676 | 6,620.00 | 327,028,000 | 3.17 |
| 日本 | 株式 | モリト | 卸売業 | 180,000 | 1,840.92 | 331,365,998 | 1,803.00 | 324,540,000 | 3.15 |
| 日本 | 株式 | オプテックスグループ | 電気機器 | 89,000 | 2,680.51 | 238,565,390 | 3,475.00 | 309,275,000 | 3.00 |
| 日本 | 株式 | ラウンドワン | サービス業 | 250,000 | 980.49 | 245,122,624 | 1,216.00 | 304,000,000 | 2.95 |
| 日本 | 株式 | ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ | 卸売業 | 100,900 | 2,428.10 | 244,995,290 | 2,972.00 | 299,874,800 | 2.91 |
| 日本 | 株式 | プレミアグループ | その他金融業 | 142,000 | 1,797.79 | 255,286,348 | 2,051.00 | 291,242,000 | 2.83 |
| 日本 | 株式 | 物語コーポレーション | 小売業 | 52,000 | 4,937.80 | 256,765,726 | 5,480.00 | 284,960,000 | 2.76 |
| 日本 | 株式 | 日本空調サービス | サービス業 | 178,000 | 1,605.80 | 285,833,512 | 1,592.00 | 283,376,000 | 2.75 |
| 日本 | 株式 | トーカロ | 金属製品 | 87,000 | 2,485.00 | 216,195,000 | 2,911.00 | 253,257,000 | 2.46 |
| 日本 | 株式 | フィックスターズ | 情報・通信業 | 118,200 | 1,572.00 | 185,810,400 | 2,090.00 | 247,038,000 | 2.40 |
| 日本 | 株式 | 井関農機 | 機械 | 130,000 | 1,790.10 | 232,713,828 | 1,849.00 | 240,370,000 | 2.33 |
| 日本 | 株式 | ダイト | 医薬品 | 190,000 | 1,392.60 | 264,594,526 | 1,253.00 | 238,070,000 | 2.31 |
| 日本 | 株式 | 富士紡ホールディングス | 繊維製品 | 67,500 | 3,106.66 | 209,699,550 | 3,480.00 | 234,900,000 | 2.28 |
| 日本 | 株式 | ローツェ | 機械 | 58,500 | 3,511.00 | 205,393,500 | 3,989.00 | 233,356,500 | 2.26 |
| 日本 | 株式 | トリケミカル研究所 | 化学 | 69,500 | 3,288.79 | 228,570,905 | 3,245.00 | 225,527,500 | 2.19 |
| 日本 | 株式 | クリヤマホールディングス | 卸売業 | 135,000 | 1,788.54 | 241,453,287 | 1,646.00 | 222,210,000 | 2.16 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 放電精密加工研究所 | 機械 | 83,000 | 3,423.65 | 284,163,425 | 2,582.00 | 214,306,000 | 2.08 |
| 日本 | 株式 | サンマルクホールディングス | 小売業 | 69,000 | 2,857.28 | 197,152,320 | 2,565.00 | 176,985,000 | 1.72 |
| 日本 | 株式 | 澁谷工業 | 機械 | 38,800 | 4,022.92 | 156,089,407 | 4,390.00 | 170,332,000 | 1.65 |
| 日本 | 株式 | 日本アビオニクス | 電気機器 | 31,500 | 5,390.00 | 169,785,000 | 5,310.00 | 167,265,000 | 1.62 |
| 日本 | 株式 | ＡＩメカテック | 機械 | 25,100 | 2,810.00 | 70,531,000 | 6,640.00 | 166,664,000 | 1.62 |
| 日本 | 株式 | ネットプロテクションズホールディングス | その他金融業 | 375,000 | 524.00 | 196,500,000 | 440.00 | 165,000,000 | 1.60 |
| 日本 | 株式 | 帝国繊維 | 繊維製品 | 46,800 | 3,408.67 | 159,525,953 | 3,420.00 | 160,056,000 | 1.55 |
| 日本 | 株式 | アズーム | 不動産業 | 33,000 | 4,813.97 | 158,861,010 | 4,655.00 | 153,615,000 | 1.49 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2026年 7月 31日現在)

| 種　類 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 株式 | 食料品 | 3.33 |
| | 繊維製品 | 3.83 |
| | 化学 | 6.70 |
| | 医薬品 | 3.00 |
| | ガラス・土石製品 | 3.17 |
| | 金属製品 | 2.46 |
| | 機械 | 14.16 |
| | 電気機器 | 11.74 |
| | 輸送用機器 | 0.96 |
| | 精密機器 | 1.46 |
| | その他製品 | 6.85 |
| | 情報・通信業 | 8.60 |
| | 卸売業 | 8.21 |
| | 小売業 | 6.89 |
| | その他金融業 | 4.43 |
| | 不動産業 | 3.21 |
| | サービス業 | 8.00 |
| 合　計 | | 97.01 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

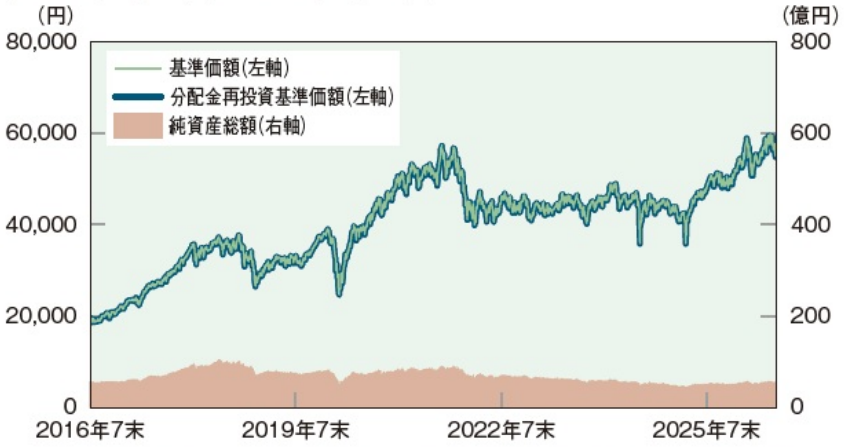
〈参考情報〉

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

（基準日:2026年7月31日）

（2016年7月29日～2026年7月31日）




※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

| | |
|---|---|
| 基準価額（1口当たり） | 56,822円 |
| 純資産総額 | 53.51億円 |

## 分配の推移（1口当たり、税引前）

| 決算期 | 金額 |
|---|---|
| 第17期(2022年1月24日) | 0円 |
| 第18期(2023年1月23日) | 0円 |
| 第19期(2024年1月22日) | 0円 |
| 第20期(2025年1月22日) | 0円 |
| 第21期(2026年1月22日) | 0円 |
| 設定来累計 | 50円 |

## 主要な資産の状況（マザーファンド）

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

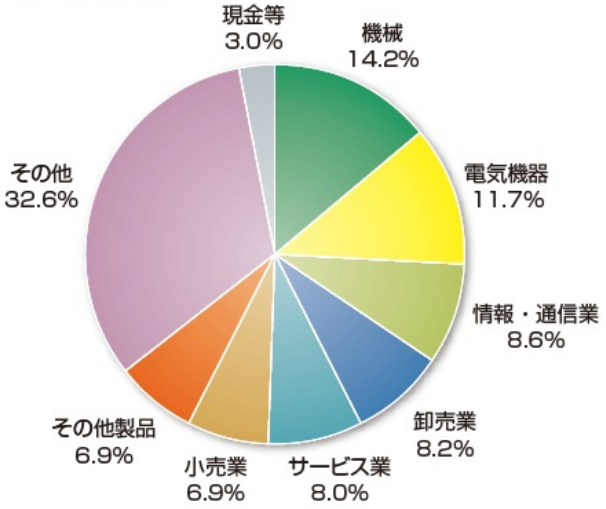
### ≪組入上位10銘柄≫

| | 銘柄名 | 業　種 | 組入比率 |
|---|---|---|---|
| 1 | 前田工繊 | その他製品 | 3.6% |
| 2 | ミマキエンジニアリング | 電気機器 | 3.6% |
| 3 | 京三製作所 | 電気機器 | 3.5% |
| 4 | やまみ | 食料品 | 3.3% |
| 5 | トランザクション | その他製品 | 3.3% |
| 6 | 第一工業製薬 | 化学 | 3.2% |
| 7 | 東洋炭素 | ガラス・土石製品 | 3.2% |
| 8 | モリト | 卸売業 | 3.1% |
| 9 | オプテックスグループ | 電気機器 | 3.0% |
| 10 | ラウンドワン | サービス業 | 2.9% |

### ≪構成比率≫

| マザーファンド | |
|---|---|
| 国内株式 | 97.0% |
| 現金等 | 3.0% |
| 合計 | 100.0% |

### ≪業種別構成比率≫




※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。




※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2026年は年初から7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

（ｉ）お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後３時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）<br>ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

（ⅱ）お申込単位

１口以上１口単位でのお申込みとなります。（当初１口＝10,000円）

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記（ｉ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ⅲ）お申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

（ⅳ）お申込手数料

購入価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記（ｉ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

*申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

## ２【換金（解約）手続等】

ａ.換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後３時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）<br>ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

ｂ．換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記ａ.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

ｃ.換金価額

換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.3%）を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については前記ａ.の照会先においてもご確認いただけます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

ｄ.換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

ｅ.その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止させていただくことがあります。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

（ｉ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（ⅱ） 主な投資対象資産の評価方法

| | |
|---|---|
| マザーファンド | 原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。 |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 |

（ⅲ） 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いた だけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9 時～午後5 時）<br>ホームページ　https：//www.sbiam.co.jp/ |

### （２）【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年2月1日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記「（5）その他」の規定等により、ファンドを償還させることがあります。

### （４）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（ⅰ） 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10万口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(ⅱ)に定める手続きを準用します。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（ⅱ） その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消し、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託

は、下記「(ⅲ)約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ⅲ) 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(ⅳ) 反対者の買取請求権

前記 (ⅱ)に規定する信託契約の解約または前記(ⅲ)に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記 (ⅱ)または前記(ⅲ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(ⅴ) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(ⅵ) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末（毎年1月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(ⅰ)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

(ⅱ)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(ⅲ)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト（愛称：ｊｎｅｘｔ）

1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期計算期間（2025 年 1 月 23 日から 2026 年 1 月 22 日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年４月６日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　石　倉　毅　典

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクストの 2025 年１月 23 日から 2026 年１月 22 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクストの 2026 年１月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第20期<br>2025年1月22日現在 | 第21期<br>2026年1月22日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 15,375 | 21,371 |
| 親投資信託受益証券 | 4,773,530,068 | 5,309,702,909 |
| 未収入金 | 520,000 | 330,000 |
| 流動資産合計 | 4,774,065,443 | 5,310,054,280 |
| 資産合計 | 4,774,065,443 | 5,310,054,280 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 511,098 | 323,233 |
| 未払受託者報酬 | 1,668,809 | 1,678,004 |
| 未払委託者報酬 | 40,051,387 | 40,272,127 |
| その他未払費用 | 681,450 | 668,910 |
| 流動負債合計 | 42,912,744 | 42,942,274 |
| 負債合計 | 42,912,744 | 42,942,274 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,100,480,000 | 977,120,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,630,672,699 | 4,289,992,006 |
| （分配準備積立金） | 1,612,057,233 | 1,784,010,602 |
| 元本等合計 | 4,731,152,699 | 5,267,112,006 |
| 純資産合計 | 4,731,152,699 | 5,267,112,006 |
| 負債純資産合計 | 4,774,065,443 | 5,310,054,280 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第20期<br>自 2024年1月23日<br>至 2025年1月22日 | 第21期<br>自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 2 |
| 有価証券売買等損益 | △173,552,085 | 1,205,642,841 |
| 営業収益合計 | △173,552,085 | 1,205,642,843 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 3,503,838 | 3,223,089 |
| 委託者報酬 | 84,092,083 | 77,354,138 |
| その他費用 | 1,358,500 | 1,624,458 |
| 営業費用合計 | 88,954,421 | 82,201,685 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △262,506,506 | 1,123,441,158 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △262,506,506 | 1,123,441,158 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △262,506,506 | 1,123,441,158 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 1,407,570 | 61,571,371 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 4,474,197,896 | 3,630,672,699 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 46,786,416 | 39,303,619 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 46,786,416 | 39,303,619 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 626,397,537 | 441,854,099 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 626,397,537 | 441,854,099 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,630,672,699 | 4,289,992,006 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| ２.収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドの計算期間は原則として、毎年１月 23 日から翌年１月 22 日までとしております。当計算期間は 2025 年１月 23 日から 2026 年１月 22 日までとしております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第 20 期<br>2025 年１月 22 日現在 | 第 21 期<br>2026 年１月 22 日現在 |
|---|---|---|
| １．当該計算期間の末日における受益権の総数 | 110,048 口 | 97,712 口 |
| ２．元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | － | － |
| ３．１口当たり純資産額 | 42,992 円 | 53,904 円 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 20 期
自 2024 年１月 23 日
至 2025 年１月 22 日

１．分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | －円 |
| 収益調整金額 | C | 2,193,760,970 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,612,057,233 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 3,805,818,203 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 110,048 口 |
| １口当たり収益分配対象額 | G=E/F | 34,583 円 |
| １口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H | －円 |

第 21 期
自 2025 年１月 23 日
至 2026 年１月 22 日

１．分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 71,252,763 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 295,072,680 円 |
| 収益調整金額 | C | 2,505,981,404 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,417,685,159 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 4,289,992,006 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 97,712 口 |
| １口当たり収益分配対象額 | G=E/F | 43,904 円 |
| １口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H | －円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第20期<br>自 2024年1月23日<br>至 2025年1月22日 | 第21期<br>自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左<br>①市場リスクの管理<br>同左<br>②信用リスクの管理<br>同左<br>③流動性リスクの管理<br>同左 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第20期<br>2025年1月22日現在 | 第21期<br>2026年1月22日現在 |
|---|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2．時価の算定方法 | ①親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | ①親投資信託受益証券<br>同左 |
| | ②上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ②上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第20期<br>自 2024年1月23日<br>至 2025年1月22日 | 第21期<br>自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | △175,766,681 | 1,137,943,241 |
| 合計 | △175,766,681 | 1,137,943,241 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 項目 | 第20期<br>自 2024年1月23日<br>至 2025年1月22日 | 第21期<br>自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 1,264,600,000円 | 1,100,480,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 13,530,000円 | 10,980,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 177,650,000円 | 134,340,000円 |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 中小型成長株・マザーファンド | 711,051,090 | 5,309,702,909 | |
| 合計 | | 711,051,090 | 5,309,702,909 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト）は、「中小型成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの 2026 年 1 月 22 日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

中小型成長株・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 2026 年 1 月 22 日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 418,841,159 |
| 株式 | 10,236,643,200 |
| 未収入金 | 57,631,320 |
| 未収配当金 | 23,584,900 |
| 未収利息 | 6,885 |
| 流動資産合計 | 10,736,707,464 |
| 資産合計 | 10,736,707,464 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 33,488,784 |
| 未払解約金 | 33,750,000 |
| 流動負債合計 | 67,238,784 |
| 負債合計 | 67,238,784 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,428,808,143 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 9,240,660,537 |
| 元本等合計 | 10,669,468,680 |
| 純資産合計 | 10,669,468,680 |
| 負債純資産合計 | 10,736,707,464 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2026年1月22日現在 |
|---|---|
| 1． 計算日における受益権の総数 | 1,428,808,143口 |
| 2． 元本の欠損 | |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | - |
| 3． 1口当たり純資産額 | 7.4674円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (74,674円) |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2026年1月22日現在 |
|---|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．時価の算定方法 | ①株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| ３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2026年1月22日現在 |
|---|---|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 1,439,652,224 |
| 合計 | 1,439,652,224 |

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 項目 | 自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 |
|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 2,078,277,718円 |
| 期中追加設定元本額 | 95,263,626円 |
| 期中一部解約元本額 | 744,733,201円 |
| 期末元本額 | 1,428,808,143円 |
| 元本の内訳※ | |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト | 711,051,090円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ネクストジャパン（適格機関投資家専用） | 42,078,823円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト（年２回決算型） | 529,481,744円 |
| 中小型成長株ファンドーネクストジャパンー年４回決算・分配型（適格機関投資家専用） | 98,774,605円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンドーネクストジャパンＦＦ（適格機関投資家専用） | 47,421,881円 |

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

| 銘　柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 金額 | |
| やまみ | 71,500 | 4,840.00 | 346,060,000 | |
| 富士紡ホールディングス | 45,600 | 9,320.00 | 424,992,000 | |
| トリケミカル研究所 | 58,000 | 3,370.00 | 195,460,000 | |
| 第一工業製薬 | 45,400 | 9,070.00 | 411,778,000 | |
| メック | 17,500 | 5,650.00 | 98,875,000 | |
| ペプチドリーム | 89,000 | 1,675.00 | 149,075,000 | |
| 東洋炭素 | 25,200 | 5,600.00 | 141,120,000 | |
| トーカロ | 161,500 | 2,485.00 | 401,327,500 | |
| ＡＩメカテック | 47,500 | 8,430.00 | 400,425,000 | |
| 野村マイクロ・サイエンス | 25,000 | 3,660.00 | 91,500,000 | |
| ローツェ | 93,000 | 3,511.00 | 326,523,000 | |
| 放電精密加工研究所 | 25,100 | 3,135.00 | 78,688,500 | |
| ミマキエンジニアリング | 144,000 | 1,724.00 | 248,256,000 | |
| 京三製作所 | 192,700 | 645.00 | 124,291,500 | |
| オプテックスグループ | 50,000 | 2,531.00 | 126,550,000 | |
| 日本アビオニクス | 31,500 | 5,390.00 | 169,785,000 | |
| トランザクション | 330,000 | 1,183.00 | 390,390,000 | |
| 前田工繊 | 188,500 | 1,944.00 | 366,444,000 | |
| アイスタイル | 675,000 | 457.00 | 308,475,000 | |
| エムアップホールディングス | 409,000 | 832.00 | 340,288,000 | |
| セルシス | 96,000 | 1,526.00 | 146,496,000 | |
| フィックスターズ | 208,000 | 1,572.00 | 326,976,000 | |
| アイル | 8,800 | 2,531.00 | 22,272,800 | |
| ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ | 61,000 | 3,335.00 | 203,435,000 | |
| 勤次郎 | 110,000 | 1,210.00 | 133,100,000 | |
| プレイド | 96,000 | 823.00 | 79,008,000 | |
| ラクスル | 193,000 | 1,964.00 | 379,052,000 | |
| スマレジ | 120,600 | 2,924.00 | 352,634,400 | |
| Ｓａｎｓａｎ | 103,000 | 1,673.00 | 172,319,000 | |
| ＨＥＮＮＧＥ | 95,000 | 1,251.00 | 118,845,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| サイバーセキュリティクラウド | 36,000 | 1,850.00 | 66,600,000 | |
| ウェザーニューズ | 47,000 | 4,040.00 | 189,880,000 | |
| ビジネスエンジニアリング | 60,000 | 1,528.00 | 91,680,000 | |
| ＡＮＹＣＯＬＯＲ | 5,000 | 4,535.00 | 22,675,000 | |
| ｕｎｅｒｒｙ | 13,000 | 2,737.00 | 35,581,000 | |
| ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ | 58,300 | 4,840.00 | 282,172,000 | |
| モリト | 74,000 | 1,761.00 | 130,314,000 | |
| サンマルクホールディングス | 83,000 | 2,808.00 | 233,064,000 | |
| ベガコーポレーション | 18,000 | 1,415.00 | 25,470,000 | |
| プレミアグループ | 23,000 | 1,852.00 | 42,596,000 | |
| ネットプロテクションズホールディングス | 375,000 | 524.00 | 196,500,000 | |
| 日本駐車場開発 | 504,000 | 282.00 | 142,128,000 | |
| アズーム | 69,000 | 4,860.00 | 335,340,000 | |
| エリアリンク | 158,000 | 1,083.00 | 171,114,000 | |
| ジャパンマテリアル | 185,000 | 1,625.00 | 300,625,000 | |
| シグマクシス・ホールディングス | 177,000 | 829.00 | 146,733,000 | |
| インソース | 427,000 | 822.00 | 350,994,000 | |
| ジャパンエレベーターサービスホールディングス | 96,900 | 1,680.00 | 162,792,000 | |
| ＴＷＯＳＴＯＮＥ＆Ｓｏｎｓ | 205,000 | 760.00 | 155,800,000 | |
| リベロ | 34,500 | 2,323.00 | 80,143,500 | |
| 合　計 | 6,465,100 | | 10,236,643,200 | |

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第４　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

1)　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 22 期中間計算期間（2026 年 1 月 23 日から 2026 年 7 月 22 日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2026年10月5日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　石　倉　毅　典

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクストの 2026 年１月 23 日から 2026 年７月 22 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクストの 2026 年７月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年１月 23 日から 2026 年７月 22 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

【ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第21期<br>2026年1月22日現在 | 第22期中間計算期間<br>2026年7月22日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 21,371 | 15,592 |
| 親投資信託受益証券 | 5,309,702,909 | 5,423,212,991 |
| 未収入金 | 330,000 | － |
| 流動資産合計 | 5,310,054,280 | 5,423,228,583 |
| 資産合計 | 5,310,054,280 | 5,423,228,583 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 323,233 | － |
| 未払受託者報酬 | 1,678,004 | 1,737,057 |
| 未払委託者報酬 | 40,272,127 | 41,689,313 |
| その他未払費用 | 668,910 | 952,248 |
| 流動負債合計 | 42,942,274 | 44,378,618 |
| 負債合計 | 42,942,274 | 44,378,618 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 977,120,000 | 943,630,000 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 4,289,992,006 | 4,435,219,965 |
| （分配準備積立金） | 1,784,010,602 | 1,718,983,912 |
| 元本等合計 | 5,267,112,006 | 5,378,849,965 |
| 純資産合計 | 5,267,112,006 | 5,378,849,965 |
| 負債純資産合計 | 5,310,054,280 | 5,423,228,583 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第21期中間計算期間<br>自 2025年1月23日<br>至 2025年7月22日 | 第22期中間計算期間<br>自 2026年1月23日<br>至 2026年7月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 4 |
| 有価証券売買等損益 | 481,848,019 | 342,690,082 |
| 営業収益合計 | 481,848,019 | 342,690,086 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,545,085 | 1,737,057 |
| 委託者報酬 | 37,082,011 | 41,689,313 |
| その他費用 | 955,548 | 952,248 |
| 営業費用合計 | 39,582,644 | 44,378,618 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 442,265,375 | 298,311,468 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 442,265,375 | 298,311,468 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 442,265,375 | 298,311,468 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 6,362,040 | 7,120,910 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 3,630,672,699 | 4,289,992,006 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 18,020,493 | 11,262,287 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 18,020,493 | 11,262,287 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 174,672,507 | 157,224,886 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 174,672,507 | 157,224,886 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 3,909,924,020 | 4,435,219,965 |

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| ２.収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの中間計算期間<br>当ファンドの計算期間は原則として、毎年１月 23 日から翌年１月 22 日までとしております。当中間計算期間は 2026 年１月 23 日から 2026 年７月 22 日までとしております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第 21 期<br>2026 年１月 22 日現在 | 第 22 期中間計算期間<br>2026 年 ７月 22 日現在 |
|---|---|---|
| １． 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 | 97,712 口 | 94,363 口 |
| ２． 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | － | － |
| ３． １口当たり純資産額 | 53,904 円 | 57,002 円 |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 21 期中間計算期間（自 2025 年１月 23 日 至 2025 年７月 22 日）

該当事項はありません。

第 22 期中間計算期間（自 2026 年１月 23 日 至 2026 年７月 22 日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第 21 期<br>2026 年１月 22 日現在 | 第 22 期中間計算期間<br>2026 年７月 22 日現在 |
|---|---|---|
| １．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．時価の算定方法 | ①親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①親投資信託受益証券<br>同左<br>②上記以外の金融商品<br>同左 |
| ３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 項目 | 第21期<br>自 2025年1月23日<br>至 2026年1月22日 | 第22期中間計算期間<br>自 2026年1月23日<br>至 2026年7月22日 |
|---|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 1,100,480,000円 | 977,120,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 10,980,000円 | 2,440,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 134,340,000円 | 35,930,000円 |

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト）は、「中小型成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026 年 7 月 22 日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

中小型成長株・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 2026 年 7 月 22 日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 406,360,497 |
| 株式 | 10,020,253,400 |
| 未収入金 | 13,812,561 |
| 未収配当金 | 34,308,000 |
| 未収利息 | 9,463 |
| 流動資産合計 | 10,474,743,921 |
| 資産合計 | 10,474,743,921 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 30,573,671 |
| 未払解約金 | 5,890,000 |
| 流動負債合計 | 36,463,671 |
| 負債合計 | 36,463,671 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,311,350,601 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 9,126,929,649 |
| 元本等合計 | 10,438,280,250 |
| 純資産合計 | 10,438,280,250 |
| 負債純資産合計 | 10,474,743,921 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2026年7月22日現在 |
|---|---|
| 1． 計算日における受益権の総数 | 1,311,350,601口 |
| 2． 元本の欠損 | |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | - |
| 3． 1口当たり純資産額 | 7.9599円 |
| （10,000口当たり純資産額） | （79,599円） |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2026年7月22日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．時価の算定方法 | ①株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>②上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 項目 | 自 2026年1月23日<br>至 2026年7月22日 |
|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 1,428,808,143円 |
| 期中追加設定元本額 | 23,036,755円 |
| 期中一部解約元本額 | 140,494,297円 |
| 期末元本額 | 1,311,350,601円 |
| 元本の内訳※ | |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト | 681,316,724円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ネクストジャパン（適格機関投資家専用） | 41,727,964円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト（年２回決算型） | 458,980,013円 |
| 中小型成長株ファンドーネクストジャパンー年４回決算・分配型（適格機関投資家専用） | 86,134,521円 |
| ＳＢＩ中小型成長株ファンドーネクストジャパンＦＦ（適格機関投資家専用） | 43,191,379円 |

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## ２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

| | 2026年7月31日現在 |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 5,353,623,927円 |
| Ⅱ　負債総額 | 2,192,706円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 5,351,431,221円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 94,179口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 56,822円 |

参考情報

＜中小型成長株・マザーファンド＞

純資産額計算書

| | 2026年7月31日現在 |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 10,335,919,788円 |
| Ⅱ　負債総額 | 27,957,617円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 10,307,962,171円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 1,298,564,520口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 7.9380円 |
| （１万口当たり純資産額） | （79,380円） |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)　名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料

該当事項はありません。

(2)　受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)　受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5)　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(7)　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部 【委託会社等の情報】

## 第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2026年7月末日現在)

(ⅰ)資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ⅱ)発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(ⅲ)発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(ⅳ)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(ⅰ)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ⅱ)投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2026年7月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2026年7月末日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 333 | 7,346,932 |
| 単位型株式投資信託 | 430 | 1,472,972 |
| 単位型公社債投資信託 | 47 | 93,605 |
| 合計 | 810 | 8,913,509 |

３ 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田　嶌　照　夫 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原　田　　達 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

※1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 2,719,549 | 2,049,267 |
| 関係会社短期貸付金 | ※2 4,700,000 | ※2 5,000,000 |
| 前払費用 | 51,729 | 44,078 |
| 未収委託者報酬 | 1,604,874 | 1,753,057 |
| 未収運用受託報酬 | ※2 12,096 | ※2 6,142 |
| その他 | 23,470 | 23,574 |
| 流動資産合計 | 9,111,721 | 8,876,119 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 31,251 | ※1 27,267 |
| 器具備品 | ※1 6,311 | ※1 5,057 |
| 有形固定資産合計 | 37,563 | 32,325 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 1,798 | 1,752 |
| ソフトウエア | 148,358 | 320,336 |
| その他 | 67 | 67 |
| 無形固定資産合計 | 150,224 | 322,155 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 562,202 | 693,928 |
| 関係会社株式 | 22,031 | 2,125 |
| 繰延税金資産 | 101,208 | 63,464 |
| その他 | 41,638 | 45,312 |
| 投資その他の資産合計 | 727,081 | 804,831 |
| 固定資産合計 | 914,868 | 1,159,312 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 247 | ― |
| 繰延資産合計 | 247 | ― |
| 資産合計 | 10,026,837 | 10,035,432 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年３月31日） | 当事業年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,144 | 6,316 |
| 未払金 | 1,538,445 | 1,684,290 |
| 未払手数料 | 871,779 | 1,033,782 |
| その他未払金 | 666,666 | 650,508 |
| 未払法人税等 | 372,480 | 467,628 |
| 未払消費税等 | 121,693 | 106,429 |
| 流動負債合計 | 2,035,762 | 2,264,665 |
| 負債合計 | 2,035,762 | 2,264,665 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 3,847,137 | 3,847,137 |
| 資本剰余金合計 | 3,847,137 | 3,847,137 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 100,050 | 100,050 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,700,640 | 3,397,332 |
| 利益剰余金合計 | 3,800,690 | 3,497,382 |
| 自己株式 | △63 | △63 |
| 株主資本合計 | 8,047,964 | 7,744,656 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △56,889 | 26,110 |
| 評価・換算差額等合計 | △56,889 | 26,110 |
| 純資産合計 | 7,991,074 | 7,770,767 |
| 負債純資産合計 | 10,026,837 | 10,035,432 |

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 7,712,343 | 8,837,750 |
| 運用受託報酬 | 87,707 | 69,847 |
| 投資助言報酬 | 30 | 41 |
| その他営業収益 | 52,942 | 50,796 |
| 営業収益計 | ※1 7,853,023 | ※1 8,958,436 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 3,707,166 | 4,025,919 |
| 広告宣伝費 | 818 | 3,892 |
| 調査費 | 309,226 | 320,788 |
| 委託計算費 | 810,126 | 868,657 |
| 営業雑経費 | 51,292 | 47,360 |
| 通信費 | 579 | 498 |
| 印刷費 | 35,297 | 27,682 |
| 協会費 | 15,228 | 18,976 |
| 諸会費 | 186 | 202 |
| 営業費用計 | 4,878,629 | 5,266,617 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 542,033 | 546,409 |
| 役員報酬 | 85,012 | 91,277 |
| 給料・手当 | 414,103 | 431,847 |
| 賞与 | 42,918 | 23,285 |
| 福利厚生費 | 87,575 | 79,991 |
| 交際費 | 62 | 4 |
| 旅費交通費 | 2,960 | 1,810 |
| 租税公課 | 73,543 | 61,368 |
| 不動産賃借料 | 36,892 | 39,279 |
| 退職給付費用 | 20,685 | 14,929 |
| 固定資産減価償却費 | 51,298 | 70,769 |
| 業務委託費 | 48,931 | 48,464 |
| 消耗品費 | 3,495 | 4,041 |
| 諸経費 | ※2 624,648 | ※2 630,557 |
| 一般管理費計 | 1,492,128 | 1,497,625 |
| 営業利益 | 1,482,265 | 2,194,193 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | ※2 75,764 | ※2 78,481 |
| 受取配当金 | ― | 455 |
| 投資有価証券売却益 | 49,100 | 356 |
| 為替差益 | 1,324 | ― |
| 雑収入 | 2,282 | 1,756 |
| 営業外収益計 | 128,471 | 81,049 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | ― | 3,656 |
| 株式交付費償却 | 1,384 | 247 |
| 営業外費用計 | 1,384 | 3,903 |
| 経常利益 | 1,609,351 | 2,271,340 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 522 | ― |
| 関係会社株式評価損 | ― | 19,905 |
| 特別損失合計 | 522 | 19,905 |
| 税引前当期純利益 | 1,608,829 | 2,251,434 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 513,811 | 696,206 |
| 法人税等調整額 | △18,764 | △459 |
| 法人税等合計 | 495,046 | 695,746 |
| 当期純利益 | 1,113,782 | 1,555,687 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 2,586,857 | 2,686,907 | △63 | 6,934,181 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 1,113,782 | 1,113,782 | | 1,113,782 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | 1,113,782 | 1,113,782 | ― | 1,113,782 |
| 当期末残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,700,640 | 3,800,690 | △63 | 8,047,964 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 18,737 | 18,737 | 6,952,919 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 1,113,782 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △75,627 | △75,627 | △75,627 |
| 当期変動額合計 | △75,627 | △75,627 | 1,038,155 |
| 当期末残高 | △56,889 | △56,889 | 7,991,074 |

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,700,640 | 3,800,690 | △63 | 8,047,964 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,858,995 | △1,858,995 | | △1,858,995 |
| 当期純利益 | | | | | 1,555,687 | 1,555,687 | | 1,555,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | △303,307 | △303,307 | ― | △303,307 |
| 当期末残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,397,332 | 3,497,382 | △63 | 7,744,656 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △56,889 | △56,889 | 7,991,074 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,858,995 |
| 当期純利益 | | | 1,555,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 83,000 | 83,000 | 83,000 |
| 当期変動額合計 | 83,000 | 83,000 | △220,307 |
| 当期末残高 | 26,110 | 26,110 | 7,770,767 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が８-18年、器具備品が３-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

３年間で均等償却しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。 |
| 運用受託報酬 | 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。 |
| 投資助言報酬 | 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。 |

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>（2025年３月31日） | 当事業年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。<br>建物　15,880千円<br>器具備品　8,036千円<br>合計　23,916千円 | ※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。<br>建物　19,864千円<br>器具備品　9,338千円<br>合計　29,202千円 |
| ※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。<br>関係会社短期貸付金　4,700,000千円<br>その他流動資産　772千円<br>合計　4,700,772千円 | ※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。<br>関係会社短期貸付金　5,000,000千円<br>その他流動資産　1,548千円<br>合計　5,001,548千円 |

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| 前事業年度<br>（自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日） | | 当事業年度<br>（自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日） | |
|---|---|---|---|
| 経営管理報酬 | 597,599千円 | 経営管理報酬 | 603,106千円 |
| 関係会社からの受取利息 | 67,395千円 | 関係会社からの受取利息 | 72,484千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 1,408,348 | ― | ― | 1,408,348 |

２．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 18 | ― | ― | 18 |

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 1,408,348 | ― | ― | 1,408,348 |

２．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 18 | ― | ― | 18 |

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1)配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年６月17日<br>株主総会 | 普通株式 | 1,549,163 | 1,100 | 2025年３月31日 | 2025年６月23日 |
| 2026年３月18日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 309,832 | 220 | 2026年３月18日 | 2026年３月31日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「預り金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年３月31日）

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | 562,202 | 562,202 | ― |
| 資産計 | 562,202 | 562,202 | ― |

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 前事業年度 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 関係会社株式 子会社株式 | 22,031 |

当事業年度（2026年３月31日）

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | 693,928 | 693,928 | ― |
| 資産計 | 693,928 | 693,928 | ― |

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当事業年度 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 関係会社株式 子会社株式 | 2,125 |

なお、当事業年度において、当該子会社株式について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,719,549 | ― | ― | ― |
| 関係会社短期貸付金 | 4,700,000 | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,604,874 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 12,096 | ― | ― | ― |
| 合計 | 9,036,520 | ― | ― | ― |

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,049,267 | ― | ― | ― |
| 関係会社短期貸付金 | 5,000,000 | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,753,057 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 6,142 | ― | ― | ― |
| 合計 | 8,808,467 | ― | ― | ― |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年３月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 投資信託 | ― | 562,202 | ― | 562,202 |
| 資産計 | ― | 562,202 | ― | 562,202 |

当事業年度（2026年３月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 投資信託 | ― | 693,928 | ― | 693,928 |
| 資産計 | ― | 693,928 | ― | 693,928 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2025年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

当事業年度（2026年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度(2025年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 22,031 |

当事業年度(2026年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 2,125 |

（注）表中の貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。

２．その他有価証券

前事業年度(2025年３月31日)

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | ― | ― | ― |
| | (2)債券 | ― | ― | ― |
| | (3)その他 | 2,944 | 2,077 | 867 |
| | 小計 | 2,944 | 2,077 | 867 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | ― | ― | ― |
| | (2)債券 | ― | ― | ― |
| | (3)その他 | 559,258 | 643,200 | △83,941 |
| | 小計 | 559,258 | 643,200 | △83,941 |
| 合計 | | 562,202 | 645,277 | △83,074 |

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2026年３月31日)

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | ― | ― | ― |
| | (2)債券 | ― | ― | ― |
| | (3)その他 | 653,812 | 613,600 | 40,212 |
| | 小計 | 653,812 | 613,600 | 40,212 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | ― | ― | ― |
| | (2)債券 | ― | ― | ― |
| | (3)その他 | 40,116 | 42,200 | △2,083 |
| | 小計 | 40,116 | 42,200 | △2,083 |
| 合計 | | 693,928 | 655,800 | 38,128 |

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度(2025年３月31日)

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | ― | ― | ― |
| (2)債券 | ― | ― | ― |
| (3)その他 | 125,687 | 49,100 | ― |
| 合計 | 125,687 | 49,100 | ― |

当事業年度(2026年３月31日)

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | ― | ― | ― |
| (2)債券 | ― | ― | ― |
| (3)その他 | 13,454 | 356 | ― |
| 合計 | 13,454 | 356 | ― |

（注）　表中の売却益には、一部のその他有価証券のヘッジ手段として利用し、当期中に決済されたデリバティブ取引から生じた損益が含まれております。

４．減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、関係会社株式（子会社株式）について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）12,280千円、当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）5,311千円であります。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）8,404千円、当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）9,617千円であります。

（税効果会計関係）

| 前事業年度<br>（2025年３月31日） | | 当事業年度<br>（2026年３月31日） | |
|---|---|---|---|
| １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金資産 | |
| 電話加入権 | 735千円 | 電話加入権 | 735千円 |
| 投資有価証券評価損 | 164 | 子会社株式評価損 | 6,274 |
| 未払事業税 | 12,733 | 未払事業税 | 16,430 |
| その他未払税金 | 7,367 | その他未払税金 | 8,748 |
| 未払金 | 53,911 | 未払金 | 49,557 |
| その他有価証券評価差額金 | 26,197 | その他有価証券評価差額金 | ― |
| その他 | 97 | その他 | ― |
| 繰延税金資産小計 | 101,208 | 繰延税金資産小計 | 81,745 |
| 評価性引当額 | ― | 評価性引当額 | △6,274 |
| 繰延税金資産合計 | 101,208 | 繰延税金資産合計 | 75,471 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | － | その他有価証券評価差額金 | 12,006 |
| 繰延税金負債合計 | － | 繰延税金負債合計 | 12,006 |
| 繰延税金資産の純額 | 101,208 | 繰延税金資産の純額 | 63,464 |
| ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳<br><br>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。 | | ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳<br><br>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。 | |
| ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。<br>これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62％から31.52％に変更し計算しております。<br>この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。 | | | |

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針４．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10％を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10％を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 3,363 | 資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社 | (被所有)直接97.9% | 役員の兼任<br>経営管理<br>人員出向・受入<br>資金の貸付<br>(注１，２) | 貸付利息の受取 | 68,406 | － | － |
| | | | | | | | 資金貸付 | 200,000 | 関係会社短期貸付金 | 4,700,000 |
| | | | | | | | 貸付利息 | 67,395 | 未収利息 | － |
| | | | | | | | 経営管理報酬 | 597,599 | 未払金 | 328,679 |

(注１) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注２) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区 | 54,323 | 証券業 | ― | 販売委託(注) | 販売委託支払手数料 | 1,461,607 | 未払金 | 316,838 |

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

ＳＢＩホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度　（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 3,739 | 資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社 | (被所有)直接97.9% | 役員の兼任<br>経営管理<br>人員出向・受入<br>資金の貸付<br>（注１，２） | 貸付利息の受取 | 72,484 | － | － |
| | | | | | | | 貸付回収<br>新規貸付 | 6,500,000<br>6,800,000 | 関係会社短期貸付金 | 5,000,000 |
| | | | | | | | 貸付利息 | 72,484 | 未収利息 | － |
| | | | | | | | 経営管理報酬 | 603,106 | 未払金 | 331,708 |

（注１） 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注２）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区 | 54,323 | 証券業 | ― | 販売委託(注) | 販売委託支払手数料 | 1,793,031 | 未払金 | 409,883 |

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

| | 前事業年度<br>自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日 | 当事業年度<br>自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日 |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 5,674円15銭 | 5,517円72銭 |
| １株当たり当期純利益 | 790円85銭 | 1,104円63銭 |
| | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日 | 当事業年度<br>自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日 |
|---|---|---|
| 当期純利益(千円) | 1,113,782 | 1,555,687 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,113,782 | 1,555,687 |
| 期中平均株式数(株) | 1,408,330 | 1,408,330 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５【その他】

（１） 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

2022年8月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社は合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

# 追加型証券投資信託
# ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト
# （愛称：jnext）
# 約款

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

# 運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中小型成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、中小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

② マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。））は、信託財産の総額の 50%以下とします。

③ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④ マザーファンドの運用に関しては、ＵＢＰインベストメンツ株式会社より投資助言を受けます。

３．運用制限

① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。

⑧　投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑨　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

年 1 回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ＳＢＩ中小型成長株ファンド　ジェイネクスト
# （愛称：jnext）
# 約款

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

**（信託事務の委託）**

第２条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**（信託の目的、金額および限度額）**

第３条　委託者は、金 52 億 4,755 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 7 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項および第 49 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

**（受益権の分割および再分割）**

第５条　委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については 52 万 4,755 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）**

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第 10 条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま

す。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

**（受益権の設定に係る受託者の通知）**

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位、価額）**

第 12 条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　第 3 項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

⑤　前各項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取り消すことができます。

**（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したとき

は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条 削除

**（投資の対象とする資産の種類）**

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。）

３．約束手形（第１号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．金銭債権（第１号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

**（運用の指図範囲等）**

第 17 条 委託者は、信託金を主としてＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるもの

をいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第１号から第６号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合

を乗じて得た額をいいます。

**（運用の基本方針）**

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（投資する株式等の範囲）**

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

**（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）**

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（同一銘柄の転換社債等への投資制限）**

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が､信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（信用取引の指図範囲）**

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株

予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

**(先物取引等の運用指図、目的および範囲)**

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

**(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**(保管業務の委任)**

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

**(有価証券の保管)**

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

**(混蔵寄託)**

第 27 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

**(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）**

第 29 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第 30 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

**（資金の借入れ）**

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第 32 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第 34 条　この信託の計算期間は、毎年 1 月 23 日から翌年 1 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 1 月 23 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

**(信託財産に関する報告)**

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

**(信託事務の諸費用)**

第 36 条 有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ケ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

**(信託報酬等の総額および支弁の方法)**

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**(収益の分配方式)**

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、

その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。

② 前項第１号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第 39 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 41 条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 41 条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金の支払い）**

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

**（償還金および一部解約金の支払い）**

第 41 条 償還金は、信託終了日後１ケ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第 42 条 削除

**（収益分配金および償還金の時効）**

第 43 条 受益者が、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 41 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（信託契約の一部解約）**

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、最低単位を 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 万口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 7 項の信託契約の解約をしません。

⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、す

べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑫　第 9 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 9 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

**（信託契約の解約）**

第 45 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、マザーファンドの運用に関しＵＢＰインベストメンツ株式会社との間で締結している投資顧問契約（助言契約）が解約された場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

③　委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第 46 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第 47 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

**（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）**

第 48 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

**（信託約款の変更）**

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**（反対者の買取請求権）**

第 51 条 第 44 条第 7 項から同条第 12 項および第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 9 項、第 45 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**（公告）**

第 52 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

**（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）**

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（運用状況に係る情報の提供）**

第 52 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

**（付　則）**

第1条　第 40 条第 2 項および第 41 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 40 条第 2 項および第 41 条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条（受益証券の発行および種類）、第 11 条（受益証券の発行についての受託者の認証）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年2月1日（信託契約締結日）
平成 18 年 4 月 18 日（信託約款変更日）
平成 18 年 5 月 1 日（信託約款変更日）
平成 19 年 1 月 4 日（信託約款変更日）
平成 19 年 9 月 30 日（信託約款変更日）
平成 19 年 10 月 1 日（信託約款変更日）
平成 21 年 1 月 16 日（信託約款変更日）
平成 24 年 4 月 1 日（信託約款変更日）
平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）
平成 26 年 12 月 1 日（信託約款変更日）
平成 29 年 10 月 25 日（信託約款変更日）
平成 30 年 4 月 21 日（信託約款変更日）
平成 30 年 10 月 22 日（信託約款変更日）
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）
2019 年 10 月 21 日（信託約款変更日）
2021 年 4 月 23 日（信託約款変更日）
2023 年 10 月 24 日（信託約款変更日）
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）
2024 年 4 月 23 日（信託約款変更日）
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）
2026 年 3 月 20 日（信託約款変更日）
2026 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委託者　　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目６番１号
代表取締役社長　梅本 賢一

受託者　　三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
取締役社長 大山 一也

# 親投資信託
# 中小型成長株・マザーファンド
# 約款

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

# 運用の基本方針

約款第 12 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 当ファンドの運用に関しては、ＵＢＰインベストメンツ株式会社より投資助言を受けます。

② 株式の投資に際しては、厳選した革新高成長企業の株式に分散投資します。

③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、①中長期高成長戦略の有無・妥当性、②短期的業績の信頼性、③企業経営者の理念・志、④財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。

④ 株式への組入比率は、信託財産総額の 50%超とし、非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は信託財産の総額の 50%以下とします。

⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

３．運用制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は、行いません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# 親投資信託
# 中小型成長株・マザーファンド
# 約款

**（信託の種類、委託者および受託者）**

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

**（信託事務の委託）**

第２条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**（信託の目的および金額）**

第３条　委託者は、金 52 億 4,755 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**（追加信託金限度額）**

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、同条第 2 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第１項、および第 41 条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

**（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）**

第６条　この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号に定める適格機関投資家私募により行われます。

**（受益者）**

第７条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするＳＢＩアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**（受益権の分割および再分割）**

第８条　委託者は、第３条に規定する信託によって生じた受益権については、52 億 4,755 万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**（追加信託金の計算方法）**

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第 10 条　この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行および種類)**

第 11 条　委託者は、第８条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

③　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

④　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

⑤　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

**(運用の基本方針)**

第 12 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条に定めるものに限ります。）

３．約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．金銭債権（第１号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

**(運用の指図範囲等)**

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。)

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同

じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号の証券または証書ならびに第 17 号の証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号の証券または証書ならびに第 17 号の証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第１号から第６号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

**（投資する株式等の範囲）**

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

**（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）**

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

**（同一銘柄の転換社債等への投資制限）**

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

**（信用取引の指図範囲）**

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**（先物取引等の運用指図、目的および範囲）**

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

**（有価証券の貸付の指図および範囲）**

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**（保管業務の委任）**

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

**（有価証券の保管）**

第 22 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

**（混蔵寄託）**

第 23 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等および記載等の留保等）**

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管

理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券の売却および再投資の指図）**

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

②　委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

**（損益の帰属）**

第 26 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第 28 条　この信託の計算期間は、毎年 1 月 23 日から翌年 1 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 1 月 23 日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告）**

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

**（信託事務の諸費用）**

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**（信託報酬）**

第 31 条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

**（利益の留保）**

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

**（追加信託金および一部解約金の計理処理）**

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託

にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

**（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）**

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（償還金の支払い）**

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

**（一部解約）**

第 36 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

**（信託契約の解約）**

第 37 条 委託者は、第５条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第 38 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）**

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

**（信託約款の変更）**

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**（反対者の買取請求権）**

第 43 条 第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 37 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）**

第 44 条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**（運用状況に係る情報）**

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

**（公告）**

第 46 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 2 月 1 日（信託約款締結日）
平成 18 年 5 月 1 日（信託約款変更日）
平成 19 年 9 月 30 日（信託約款変更日）
平成 19 年 10 月 1 日（信託約款変更日）
平成 20 年 3 月 31 日（信託約款変更日）
平成 21 年 1 月 16 日（信託約款変更日）
平成 24 年 4 月 1 日（信託約款変更日）
平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）
平成 29 年 10 月 25 日（信託約款変更日）
平成 30 年 4 月 20 日（信託約款変更日）
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）
2019 年 10 月 21 日（信託約款変更日）
2023 年 10 月 24 日（信託約款変更日）
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）
2026 年 3 月 20 日（信託約款変更日）
2026 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委託者　　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表取締役社長　梅本 賢一

受託者　　三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
取締役社長　大山 一也